

大阪広域水道企業団議会公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年4月14日

大阪広域水道企業団議会

議長 畑 謙太郎

大阪広域水道企業団議会規程第1号

大阪広域水道企業団議会公印規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団議会公印規程（平成23年大阪広域水道企業団議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大阪広域水道企業団議会において使用する公印の作製、<u>保管</u>及び<u>使用</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公印の種類等)</p> <p>第2条 公印の種類、寸法、文字、用途及び<u>保管者</u>は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>種類</th><th>寸法</th><th>文字</th><th>用途</th><th><u>保管者</u></th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	番号	種類	寸法	文字	用途	<u>保管者</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大阪広域水道企業団議会において使用する公印の作製、<u>管守</u>及び<u>使用等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公印の種類等)</p> <p>第2条 公印の種類、寸法、文字、用途及び<u>管守者</u>は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>種類</th><th>寸法</th><th>文字</th><th>用途</th><th><u>管守者</u></th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	番号	種類	寸法	文字	用途	<u>管守者</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
番号	種類	寸法	文字	用途	<u>保管者</u>																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
番号	種類	寸法	文字	用途	<u>管守者</u>																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				

附 則

この規程は、公布の日から施行する。